

令和7年度フィジカルコーポレートPPA電力供給業務 プロポーザル実施要項

— 目 次 —

1	業務の概要	2
2	参加資格要件	2
3	プロポーザル参加手続きに関する事項	2
4	事業者の選定	5
5	企画提案の無効に関する事項（不適格事項）	6
6	契約	6
7	その他	6
別表	提案書及びプレゼンテーションの審査基準	7

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

1 業務の概要

(1) 件名 令和7年度フィジカルコーポレートPPA電力供給業務

(2) 業務の目的

千葉市では、「千葉市地球温暖化対策実行計画」や「脱炭素先行地域」において、基本的に全ての市有施設の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現に取り組んでいる。

本業務は、脱炭素先行地域事業等の一環で設置した営農型太陽光発電設備により発電した電力等を、電力系統を介して千葉市新浜リサイクルセンター（以下、「新浜RC」という。）へ供給（フィジカルコーポレートPPA（以下、「フィジカルCPPA」という。）し、新浜RCの電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現を図るものである。

(3) 業務内容 別紙「令和7年度フィジカルコーポレートPPA電力供給業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間 令和7年9月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時

(5) 上限額 金35,728,896円（消費税及び地方消費税相当額を含む。ただし、燃料費や市場価格調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。）

2 参加資格要件

参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

(4) 本業務に類似したフィジカルCPPAにおける電力供給および電力系統を介した不足電力の供給実績（令和2年度～令和6年度）を有する者であること。（契約が継続している場合を含み、供給先は官民間わない。）

3 プロポーザル参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

① 参加申込受付 令和7年3月31日（月）～4月11日（金）

- | | |
|------------|----------------------|
| ② 質問受付 | 令和7年3月31日（月）～4月4日（金） |
| ③ 質問回答 | 令和7年4月10日（木）まで |
| ④ 資格審査結果通知 | 令和7年4月18日（金）まで |
| ⑤ 提案書受付 | 令和7年4月28日（月）～5月2日（金） |
| ⑥ 選考会開催 | 令和7年5月中旬予定 |
| ⑦ 選定結果通知 | 令和7年5月下旬予定 |

（2）参加申込の受付

- ア 受付期間 3月31日（月）13時から4月11日（金）17時まで（必着）
※土曜、日曜を除く。
- イ 提出方法 脱炭素推進課（千葉市役所高層棟7階）まで持参又は郵送すること。
※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

エ 参加申込に必要な書類

- （ア）参加申込書（様式1）
（イ）誓約書（様式2）
（ウ）参加資格要件（類似業務の履行実績）に関する資料（契約書、仕様書等の写し）

オ 発電シミュレーション等の送付

参加申込のあった者（参加資格を満たす者）に対して、営農型太陽光発電所の発電シミュレーションおよび発電単価、新浜RCの30分値データ（令和6年3月分～令和7年2月分）を電子メールにより提供する。

カ 参加資格審査結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の審査を行い、4月18日（金）までに企画提案選考会への参加可否を電子メールにより通知する。

（3）質問書の受付

説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容に不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

- ア 受付期間 3月31日（月）13時から4月4日（月）17時まで（必着）
- イ 質問方法 「質問書」（様式3）により電子メールで提出すること。
【提出先メールアドレス】ccn-repr@city.chiba.lg.jp
- ウ 回答方法 4月10日（木）までに市ホームページで公表する。
※事業者選定の公平性を保つことができない質問の場合には、回答しないことがある。

(4) 提案書の作成

仕様書の内容を踏まえ、次のとおり提案書に記載すること。

	項目	主な記載内容
1	事業への理解	①自社のカーボンニュートラルに向けた取組を記載すること ②千葉市の脱炭素施策への参画実績があれば記載すること
2	実施体制・業務実績	①本業務を遂行するうえでの実施体制を記載すること ②小売電気事業者としてフィジカルC P P Aにおける電力供給および電力系統を介した不足電力の供給実績を記載すること ③小売電気事業者として公共施設（本市以外も可）の電力消費に伴うCO ₂ 排出実質ゼロの実現に協力した実績があれば記載すること
3	具体的な取組	①本業務において再生可能エネルギーの地産地消を最大化する取組をフィジカルC P P Aおよび系統電力供給業務のそれぞれで具体的に記載すること ②本業務の効果を本市または他都市の脱炭素先行地域事業に波及させるための創意工夫があれば記載すること
4	費用の妥当性	本業務に必要な費用を総価（税抜）で記載すること。また、その内訳としてフィジカルC P P Aおよび系統電力供給業務の各電力量および各供給単価を記載すること
5	その他	その他提案またはP R 事項があれば記載すること

なお、提案書の作成にあたっては次の点に留意すること。

- (ア) A 4 判で作成し、縦横は自由、両面印刷とすること。
- (イ) 日本語および日本円で表記すること。
- (ウ) 図表を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
- (エ) 表紙を除き、ページ番号を付すこと。
- (オ) 簡潔かつ分かりやすい表現で記載すること。
- (カ) 内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (キ) 専門用語を使用する場合、脚注を記載すること。
- (ク) 実現性が低い内容は提案しないこと。
- (ケ) 正本1部、副本5部を作成すること。このとき、副本に、社名やロゴマークなど作成者を特定する内容を記載しないこと。
- (コ) 提出された提案書等は返却しない。
- (サ) 提案書等および選考結果は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(5) 提案書の受付

ア 受付期間 4月28日（月）9時から5月2日（金）17時まで（必着）

- イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

ウ 提出先
〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

エ 郵送の場合の留意点

- (ア) 書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。
- (イ) 提出期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。
- (ウ) 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。
- (エ) 提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「提案書在中」と記載すること。

(6) 選考会の実施

ア 実施日・実施場所

5月中旬頃に千葉市役所内会議室で開催する。時間・集合場所については、後日、電子メールで通知する。

イ 実施方法

- (ア) 対面により、1社あたりプレゼンテーション20分、質疑応答20分で行う。
- (イ) 出席者は業務実施責任者（必須）を含め4名までとする。
- (ウ) プレゼンテーションは事前提出済みの提案書で行う。
- (エ) プロジェクター等の使用は不可とする。（当日の審査員用書類持参は不要）

4 事業者の選定

(1) 選定趣旨

提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、事業の優先交渉者として選定する。

(2) 選定方法

選考は、選考委員会が、提案書及びプレゼンテーションにより、下記（3）の審査基準に基づいて、以下のとおり選定する。

ア 別表の審査基準に基づいて採点し、得点が最も多かった者を優先交渉者として決定する。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

イ 最多得点が同点であった場合は、見積金額の低いものを選定する。なお、最多得点の提案が複数あり、かつ、その提案の見積金額が同額の場合はくじ引きで決定する。

ウ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 審査基準

提案書及びプレゼンテーションの審査基準は別表のとおりとする。

(4) 結果通知

選考の結果は、参加者全員に対して令和7年5月下旬までに個別に通知する。

5 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- （１）参加資格要件を満たさない場合
- （２）参加申込を行わずに提案書を提出した場合
- （３）提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- （４）提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- （５）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- （６）その他、業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

6 契約

- （１）優先交渉者、発電事業者および市が交渉し契約を締結する。ただし、優先交渉者が辞退した場合や契約できない場合は、次点の者と交渉する。
- （２）契約に当たっては、提出された提案書をもとに協議を行うこと。
- （３）契約相手方は、この契約締結時に、契約金額の１００分の１０以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和４０年千葉市規則第３号)第２９条に該当する場合は、免除とする。

7 その他

- （１）業務の全部又は主たる部分の再委託は、原則として認めない。
- （２）業務遂行上発生した問題等については、市と協議の上、対応を決定すること。

別表 提案書及びプレゼンテーションの審査基準

	項目	評価事項	配点
1	事業への理解	カーボンニュートラルの意義を理解し、自社で率先的な取組を行っているか。また、本市の脱炭素施策に協力しているか。	10 点
2	実施体制・業務実績	①本業務を遂行するための実施体制が確保されているか	10 点
		②小売電気事業者としてフィジカルC P P Aにおける電力供給および電力系統を介した不足電力の供給実績（件数・電力量）があるか	10 点
		③小売電気事業者として公共施設（本市以外も可）の電力消費に伴うC O ₂ 排出実質ゼロの実現に協力した実績（件数・C O ₂ 削減量）があるか	10 点
3	具体的な取組	①発電シミュレーションや30分デマンド値を用いて、営農型太陽光発電の余剰電力を適切に推計したうえで、再生可能エネルギーの地産地消を最大化する取組がフィジカルC P P Aおよび系統電力供給業務のそれぞれで具体的かつ定量的に提案されているか	20 点
		②本市または他都市の脱炭素先行地域事業のモデルとなる創意工夫が提案されているか	10 点
4	費用の妥当性	必要な費用が適切に見積もられているか。また、算出方法は妥当か。	10 点
5	その他	本市の脱炭素施策に資する提案・P Rか	10 点